

奨学のための給付金 (家計急変給付)

制度の概要

富山県教育委員会では、保護者等が負担すべき授業料以外の教育に必要な経費(教科書費、教材 費等)を支援するため、国公立高等学校等に通う高校生等のいる低所得世帯に対し、返済不要の「奨 学のための給付金(通常給付)」を給付します。

また、家計急変により収入が減少し、保護者等全員が住民税所得割非課税相当となったことが認 められる世帯には、「奨学のための給付金(家計急変給付)」を給付します。

対象となる方 次の資格をすべて満たす世帯

- 1 保護者等が富山県に居住している世帯(保護者等のいずれかが海外に居住している場合を除く。)
- 2 高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、学び直し支援金又は専攻科修学支援金の 対象と都道府県が認める者がいる世帯
- 3家計が急変し、保護者等それぞれの住民税所得割が非課税相当と認められる世帯
- ※ただし、令和6年7月1日現在生活保護を受給している世帯や、保護者等それぞれの令和6年度 住民税所得割が非課税(0円)の世帯は、家計急変給付による申請ではなく、通常給付による申 請で申し込んでください。

住民税所得割が非課税となる見込額

※下記の数値はあくまで目安です。

<家計急変の理由>

- 保護者等の失職、倒産等(自己都合 退職・定年退職・契約満了は対象外)
- 病気等による減収
- 保護者等の死去(離婚は対象外)
- 自然災害

<年収見込額の推計>

収入見込額には退職金・失業手当 は含めない。

扶養している配偶者・ 子・父母等の人数	年収見込	所得見込
0人	1,000,000 円以下	450,000 円以下
1人	1,703,999 円以下	1,120,000 円以下
2人	2,215,999 円以下	1,470,000 円以下
3人	2,715,999 円以下	1,820,000 円以下
4人	3,215,999 円以下	2,170,000 円以下
障害者、未成年者、寡婦及		
びひとり親の場合	2,043,999 円以下	1,350,000 円以下
(扶養親族2人以上を除く)		

申請方法及び提出期限等

【申請方法】・・・申請書類一式を富山県教育委員会県立高校課へ提出してください。

【提出期限】・・・令和6年7月31日(水)まで※その後は随時受け付けます。(令和7年2月末まで)

【提出先・お問い合わせ先】

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1-7 富山県教育委員会県立高校課学事担当

電話番号:076-444-3448 FAX:076-444-4437 電子メール:akyoikumirai@pref.toyama.lg.jp

給付額(年額)

区分	給付額(年額)	
全日制・定時制(第1子)	122,100円	
全日制・定時制(第2子以降※)	143,700円	
通信制•専攻科	50,500円	
災害等により、制服の再購入	当該災害等につき1回に限り	
が必要となった世帯	64,800円 加算	

7月2日以降の家計急変給付の申請について は、家計急変事由の生じた月以降の月数に応 じて算定しますので、金額が異なります。 (制服の再購入費用加算分は除く) (例) 10 月に事由発生の場合

122,100 円÷12 月×5 月(11 月~3 月)

=50.875 円

※7月中に提出された家計急変給付の給付 時期は9月末頃を予定しています。

※15 才(中学生を除く。) 以上 23 才未満の兄姉がいる場合

※扶養誓約書で扶養確認した結果、「第2子以降」の給付額に該当しない場合があります。

奨学のための給付金 家計急変給付 対象確認シート (国公立の場合) いいえ 回転回ば はい 保護者等の居住地は富山県ですか? 61 保護者等の居住地の都道府県に は 61 お問合せ下さい 7月1日現在(又は7月2日以降家計急変の場合はその翌月1日)、学校に在籍していますか? 61 給付金非該当 7月1日現在、生活保護(生業扶助 高等学校等就学費)を受給していますか? 11 家計急変給付非該当→通常給付対象 61 え 保護者等全員の令和6年度の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」が非課税(〇円)で すか? 61 はい 家計急変給付非該当→通常給付対象 61 家計急変により、保護者等全員が非課税世帯相当と認められる世帯ですか? 61 給付金非該当 扶養している高校生等のうち、通信制又は専攻科の高校生等はいますか? は 61 高校生等以外で15歳(中学生除く。)以上23歳未満の、保護者等の扶養親族である兄弟姉妹はいますか? 通信制又は専攻科に通うのは生徒本 人ですか? 61 は は い 6) 41 え 世帯に複数の高校生等がいますか? 61 11 申請する高校生等に は、高校生等の兄・姉 がいますか? は 61 え 年額 50.500円 年額 143.700円 年額 122,100円 通信制 専攻科 第2子以降 第1子 非課税世帯の金額を給付 ※扶養誓約書で扶養確認した結果、「第2子以降」の給付額に該当しない場合があります。

※7月2日以降の家計急変給付の申請については、家計急変事由の生じた月以降の月数に 応じて算定しますので、上記の金額とは異なります。

7月中に提出された家計急変給付の給付時期は9月末頃を予定しています。